

2016年6月9日

お客様各位

Pan Ocean Co., Ltd.
日本総代理店
Pan Oceanコンテナ日本株式会社

「国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法の制度化」への対応について

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、掲題に関しまして、本年7月1日発効のSOLAS条約の改正により、日本においても国土交通省より関係省令の一部改正及び告示が交付されました。これに伴い、本年7月1日以降に船積みされる日本からの輸出コンテナに関しましては、改正SOLAS条約並びに国土交通省が定めた制度に基き、コンテナ総重量を船積み前に船長（その代理人）及びターミナル代表者にご提供いただくこととなります。つきましては、本制度に関わる弊社運用方法及び留意点について下記の通りご案内させていただきます。

なお、関係省令や本制度の詳細（ガイドライン・マニュアル）につきましては国土交通省のホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000008.html

敬具

記

1. 確定コンテナ総重量の情報伝達は当面、現行使用されている「搬入票」をもって行うことといたします。
2. 搬入票に記載されたコンテナ総重量を確定総重量とし、搬入票署名欄の署名者を総重量を確定した「届出荷送人」または「登録確定業者」乃至「その代行者」と見做します。
3. 搬入票によるコンテナ総重量の提出の締切はCY CUT日と同日とさせていただきます。
4. コンテナ総重量確定を本制度の「方法2」（足し合わせて算出）で行う場合、コンテナ風袋重量（Tare Weight）につきましては、コンテナドア面に記載されておりますのでそちらをご確認の上、算出願います。
5. コンテナ総重量や署名等、搬入票への必要記載事項の漏れ、あるいはターミナル内での作業中に搬入票記載重量と実際の重量に大きな乖離が判明した場合は、再計量あるいは正確な総重量の再申告を要請させていただきます。確定総重量がCY CUT日までに申告していただけない場合は、改正SOLAS条約の規定に準じ、貨物のお引き受け・船積みができないことがございます。ターミナルでは総重量の計測は行えませんので、十分ご留意願います。
6. 上記5の理由により諸費用が発生した場合はお客様負担とさせていただきますので予めご了承願います。

以上

URL : <http://www.panocean-container.co.jp/>